

令和5年度土木関係総合評価落札方式活用ガイドライン改定概要

(建設経済局技術調査課 (建設技術監理センター))

【工事と建設関連業務の共通項目】

1 協働を支援した企業を評価する項目の設定

- ・県内には、協働活動を行う団体が数多く存在し、令和4年9月に発生した台風15号においてはNPO法人の活動が災害対応に大きく貢献しており、県内のインフラにとって有効な活動となっているが、NPO法人は会員の高齢化や担い手不足により減少傾向にある。
- ・このため、総合評価落札方式において、協働の活動に関わる項目を新設し、県内の協働活動を支えるとともに一層の協働の促進を図る。
- ・協働活動の支援実績は、静岡県との協働による公共土木施設の維持管理活動等に関する活動に取り組む特定非営利活動促進法第10条の認証を受けたNPO(NPO法人)に所属する社員に対し、この活動への参加を認めるなどした企業の実績を評価する。

NEW! 表1：令和5年度「地域貢献活動」評価基準【工事】

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
地域貢献の活動実績の有無	令和4年度	企業の活動実績あり	0.5	1.0
		協働活動の支援実績あり	0.5	
		実績なし	0.0	

NEW! 表2：令和5年度「地域貢献活動」評価基準【建設関連業務】

			評価項目	配点
		評価対象期間	評価基準	
企業の能力等	地域貢献等	地域貢献活動	令和4年度 静岡県内における地域貢献活動について下記項目の実績の有無を下記順位で評価する。 ① 企業の活動実績及び協働活動の支援実績あり ② 企業の活動実績又は協働活動の支援実績あり ③ 実績なし	① 2点 (1点) ② 1点 (0.5点) ③ 0点 (0点) () は簡易型II

協働活動の支援実績は、静岡県交通基盤部土木関係評価落札方式による入札の事前審査登録制度の対象とし、以下の資料を確認し評価する。

- ・社員であること(雇用関係)が証明できる資料
- ・上記社員がNPO法人の構成員であることが証明できる資料
- ・NPO法人が県と交わした同意書や協定書等
- ・上記社員がNPO法人の構成員として協働の取組に参加したことが確認できる資料(NPO法人作成の活動報告書(写)(NPO法人代表者の記名等が必要)、感謝状、新聞記事、地域情報誌等)で、実施時期、実施内容及び社員名が証明できるものとする。

2 総合評価落札方式（工事）の改定内容

1) 建設機械の所有における評価対象機械の追加

- 建設機械の所有の評価基準については、建設業許可業者が毎年行う「経営事項審査」の基準を準用しているが、令和5年1月から経営事項審査基準が改正されたことから、総合評価落札方式における建設機械の所有の対象機械について変更を行う。
- 現行対象としている6種（ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、移動式クレーン、大型ダンプ又はモーターグレーダー）に加え、新たに「**ダンプ車（土砂運搬可能な全て）**・**締固め用機械**・**解体用機械**・**高所作業車**」の建設機械を評価対象に加える。

NEW! 表3：令和5年度「災害協定、災害協定に基づく活動実績、建設機械の所有、有事の備え」評価基準

評価項目	評価基準	配点	最大得点
過去5か年度の災害協定に基づく活動実績の有無及び有事の際の備え	災害協定の締結あり	0.5	1.5
	発注機関における活動実績あり	+0.5	
	建設機械の所有*	+0.5	
	災害協定の締結なし	0.0	0.5
	災害時事業継続計画審査による適合等	0.5	

- * 災害協定を締結している者のうち、令和5年3月31日時点で建設業法に基づく経営事項審査で認定する建設機械（ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、移動式クレーン、モーターグレーダー、**ダンプ車**、**締固め用機械**、**解体用機械**、**高所作業車**）を3台以上所有する（自社所有又は長期リースによる所有）者を評価対象とする。

2) 優良工事等の表彰実績における評価対象表彰の追加

- 静岡県交通基盤部等優良建設工事表彰要領が令和4年4月に改正され、表彰部門に変更があったことから、総合評価落札方式における評価の対象となる表彰についても変更する。
- 現在対象としている表彰（優良工事、安全工事、地域貢献、ICT優良工事）に加え、新たに「**働き方改革工事**※」を追加する。

※ 週休2日工事又は若手技術者育成型工事で顕著な成果をあげた工事

NEW! 表4：令和5年度「優良工事等の表彰実績」評価基準

評価項目	評価基準	配点	最大得点
過去2か年度における優良工事等の表彰実績の有無*	部長表彰の実績あり	1.0	1.0
	出先事務所長表彰の実績あり	0.5	
	表彰の実績なし	0.0	

- * 令和3年度又は令和4年度の表彰（表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事）とする。表彰対象は、静岡県（交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部、企業局）が行う優良工事・安全工事・地域貢献・ICT優良工事・**働き方改革工事**を対象とする。

3) 建設キャリアアップシステムの評価基準の見直し

- ・令和2年度から総合評価落札方式における加点（建設キャリアアップシステム事業者登録）を実施しており、本年度からは事業者登録に加え工事に活用する企業への加点を実施している。
- ・国土交通省では、令和5年度からあらゆる工事（国、県、民間）において、建設キャリアアップシステムの完全実施を目標としている。
- ・今後は、建設キャリアアップシステムの本格的な活用をより一層図る必要があることから、事業者登録の実績による加点については評価基準から除外することとする。

表5：令和4年度「建設キャリアアップシステム」評価基準

評価項目	評価基準	配点	最大得点
建設キャリアアップシステムの登録実績、活用申請の有無	「事業者登録」の実績あり	0.5	1.0
	「活用申請」あり	+0.5	
	「事業者登録」の実績又は「活用申請」なし	0.0	



NEW! 表6：令和5年度「建設キャリアアップシステム」評価基準

評価項目	評価基準	配点	最大得点
建設キャリアアップシステムの活用申請※1の有無	「活用申請」あり	0.5	0.5
	「活用申請」なし	0.0	

※1「活用申請」とは、技術資料提出時に評価点確認申請書で当該工事でのCCUSの活用希望の有無を申請すること。

4) 「継続教育」および「災害対応に関する実動訓練の活動実績」の評価期間の見直し

- ・令和4年度においてはWEB形式による講習環境の変更が行われ、受講者側もテレワーク等により就労環境が改善されており、技術者の継続教育（CPD、CPDS）に係る講習会等への参加がしやすい環境となっている。
- ・また、行政機関が開催する災害対応に関する実動訓練についても、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策を十分に行い、感染症拡大前と同様に開催されている状況である。
- ・このため、技術者の継続教育（CPD、CPDS）の推奨単位や災害対応に関する実動訓練の活動実績の取得が可能であると判断できることから、評価対象期間を変更する。

① 評価項目：配置予定技術者の能力「継続教育の取組状況」

令和4年度 評価期間：過去4か年度（平成30年4月1日から令和4年3月31日）
のうち任意の1年間の取得単位



NEW! 令和5年度 評価期間：過去2か年度（令和3年4月1日から令和5年3月31日）
のうち任意の1年間の取得単位

② 評価項目：企業の地域貢献度等の「災害対応に関する実動訓練の活動実績」

令和4年度 評価期間：過去3か年度（令和元年度、令和2年度、令和3年度）の活動実績
のうち任意の1年間の取得単位



NEW! 令和5年度 評価期間：前年度（令和4年度）の活動実績

3 総合評価落札方式（建設関連業務）の改定内容

1) CPD（CPDS）の評価期間の見直し

- ・令和4年度においては WEB 形式による講習環境の変更が行われ、受講者側もテレワーク等により就労環境が改善されており、技術者の継続教育（CPD、CPDS）に係る講習会等への参加がしやすい環境となっている。
- ・しかし、令和4年9月に発生した台風15号による県内の公共土木施設等の被害が例年に比べ甚大なものとなり、これに伴う緊急的な業務（現場調査、測量、設計等）が県内広範囲で行われた。
- ・このため、全県に渡る建設関連業務事業者の業務がひっ迫し、継続教育に係る講習会が集中する9月から12月にかけての参加等ができなくなり、推奨単位の取得が困難な状況であったことから、評価期間を延長する。

評価項目：配置予定技術者の能力「CPD（CPDS）」

令和4年度 評価期間：過去4か年度（平成30年4月1日から令和4年3月31日）

のうち任意の1年間の取得単位



NEW! 令和5年度 評価期間：過去5か年度（平成30年4月1日から令和5年3月31日）

のうち任意の1年間の取得単位

注）今回の評価対象期間の延長は例年になく大きな災害であったことから延長するものであり、新型コロナウイルス感染症拡大へ対応するための延長ではない。このため、令和6年度の改定の際は、評価基準を新型コロナウイルス感染症拡大前の評価期間（過去2か年度）に戻す予定である。